

### 第3章 各種資料

# 各 党 の

政 党	増 税	福 祉 と 負 担
自 民 党	<p>大幅赤字財政を立て直し、国政の充実発展を図るため、行政改革と人件費の削減、補助金などの抜本的整理、「3K（米・国鉄・健康保険）」の合理化——など財政負担の合理化と歳出の徹底的節減を行う。同時に景気回復の定着による税の自然増収を確保する。</p> <p>それでもなお、人口の高齢化によって増加する社会保障関係費などの財源確保ができない場合は、国民にその事情をよく説明し、理解を得て家計を圧迫することのない公正な内容で新たな負担を求めることを検討する。</p>	<p>高齢化時代における高福祉社会実現のため、社会保障制度の給付の公正化と、負担の適正化を柱とする改善充実を図る。</p> <p>年金制度は当面、五十五年度に財政の再計算を行い、年金財政の安定化と遺族年金の改善を図る。健康保険は本人・家族の平等給付、自己負担の適正化、家計高負担の解消などを實現し、財政安定化を図る。</p>
社 会 党	<p>大衆増税の一般消費税の導入や所得税の増税には反対。一般消費税は税率五％で税収三兆円、一世帯当たり平均十兆円の負担増となり家計を苦しめる。不公平税制の是正で高所得者、資産所得者と大企業を対象にした増税をすれば財政再建はできる。具体的には利子・配当所得の分離課税をやめ総合課税にし、法人税に累進税率を導入するとともに、租税特別措置法で認められている準備金、特別償却の廃止、貸し倒れ引当金、退職給与引当金の引当率の圧縮などで三兆円の税収は直ちに確保できる。</p>	<p>健保赤字の百二十六億円は、関係者の努力で患者負担拡大は避けられることを示している。高齢化社会に対応して、年金・医療など生活基盤を社会的に確保し、政府・自民党のように自助努力をおしつけない。</p> <p>雇用と年金を接続し平均賃金の四五％を最低保障年金とする。高齢者保険医療、介護者付き住宅、訪問医療などを確立する。</p>
公 明 党	<p>一般消費税導入、所得税増税など、家計や企業経営を圧迫し、国民生活に犠牲を強いる大衆増税には断固反対する。</p> <p>財政再建は、政府のように大衆負担増一辺倒の方法でなく、中期財政計画を策定し、経済の安定成長の實現による税収確保、租税特別措置の改廃など不公平税制の是正を中心とした税制改正、行政改革と行政経費の節減、補助金の整理合理化など、行財政全般にわたる歳出の洗い直し、国鉄、食管、健保会計の効率化を優先順位をつけて、計画的に進めていくことで實現する。</p>	<p>社会保障予算の優先確保と適正な負担で福祉の充実。健康保険は薬剤費節減と、費用は国、雇い主、本人の各負担分を適正化、被用者、地域の三系列給付と定期検診の充実、老人医療保健制度の早期實現で健全化する。国民基本年金制度を實現し、老後の生活を保障する。</p> <p>中高年齢者の雇用確保のため、雇用差別禁止法を制定する。</p>
民 社 党	<p>一般消費税は、①低所得者ほど税負担が重くなるという逆進的性格②物価高騰の危険性③中小企業者、小売業者などの負担増大など多くの問題があり断固反対する。</p> <p>公団・公社などの整理統合、地方財務局など国の地方出先機関の廃止、公務員の定年制導入並びに配置転換、などの行政改革の徹底をはかる。</p> <p>利子・配当所得の優遇税制の廃止、交際費課税の強化などの不公平税制の是正、大企業の法人税率の二％引き上げ、富裕税の新設、税の自然増収などにより財政再建をはかる。</p>	<p>適正負担で計画的に高福祉を實現する。差額ベッドなど保険外負担の解消、本人と家族の医療給付水準の統一などとともに、一部負担を適正な額に改め健保財政を健全化する。</p> <p>老齢福祉年金、五年年金など給付の低い年金を生活できる年金に改めるため、基礎年金制度を創設する。生きがいを高める豊かな福祉国家を建設する。</p>
共 産 党	<p>国民むけ重税には絶対反対、特権的減免税をうけてきた大資本に正当に課税する。自民党政府の責任をたな上げ、国民と中小零細企業を苦しめる一般消費税、中低所得層への所得税重課による、五兆年に二十八兆円という大増税計画をやめさせる。はなはだしい大資本・大資産家優遇の不公平税制の抜本的是正で約二兆円、軍事費や大企業向け支出など不要不急経費の削減で約二兆円の新財源を確保する。</p> <p>こうすれば、国民の家計を圧迫することなく、国債発行を縮減し財政再建にふみだせる。</p>	<p>健保赤字を理由に薬代半額負担、保険料引き上げなど低福祉・高負担を強行するのではなく、予防・保健重視の医療改革や製薬大資本の規制など抜本対策が必要。高齢化社会にそなえ福祉をささえる財政経済政策を根本的に転換し、老後保障の総合対策を確立する。</p> <p>保険料負担を労使三対七にするなど、財源制度の改革も必要。</p>
新 自 民 党	<p>今日の行政需要に合わず、効率の低い行政機構が肥大化し膨大な金を食っている。また十三兆円にのぼる補助金のうちムダに使われているものが多い。これら行政機構の改革と補助金の徹底的な整理、さらに政治が範を示す意味で国会議員の定数を削減する等の抜本的改革を行わずして安易に増税策によることは許せない。</p> <p>政府のいう一般消費税の創設は物価を上げ、低所得層に負担を強い、納税者の目をくらませ、税務職員の数をややし、スーパーや雑貨店の事務を複雑にするなど悪税である。</p>	<p>乱診乱療に見られる制度の乱用を防ぐため、ある程度の受益者負担はやむをえない。</p> <p>各種の医療保険制度を一元化して負担及び給付の公平化、財源のプール化を図る。高齢化社会に向けて六十五歳定年制の実施を促進し、複雑な年金制度を改め、現在の公的年金制度の基礎的部分を統合し全国民を対象とする定額制、均一給付とする。</p>
社 民 連	<p>①大胆な行政改革を行い政府機構を簡素化、①補助金制度を廃止し、地方交付金に切り換えて支出を削減する。財政構造は行政量に見合っ中央三、地方七に転換する。②国鉄、食管、健保は制度の合理的改革によって財政負担を軽減させる③医師優遇税など不公平税制の是正により税収を拡大する。</p> <p>以上の諸措置をとれば増税の必要はない。家計を苦しめる一般消費税導入には反対する。今後の財政は社会資本と福祉の拡充に力点をおき自治体に課税自主権を与えれば解決する。</p>	<p>高福祉、高負担ではなく、適正負担で高福祉を實現する。</p> <p>軽症患者はある程度自己負担をしても重症患者の無料化を進める。老人医療保険制度を新設し、総合的福祉対策の一環として施策する。所得格差を無視した福祉では真の公正を保てないので、各自の所得能力に応じた負担による公平な福祉政策で高齢化社会に対処する。</p>

インフレとエネルギー	外 交 ・ 防 衛
<p>石油製品の需給と価格は安定しつつあり、今後も必要量の供給は十分確保できる見通しなので、石油インフレの心配はないと信じている。今後も悪質な便乗値上げや売り惜しみ買い占めなどを厳しく監視して排除し、石油製品価格を安定させる。最近、上昇が続いている卸売物価についても、供給の増加、恩恵需要の抑制などの対策を強化し、安定させる。</p> <p>エネルギー供給の長期的安定確保のため①安全性の確保を前提とした原子力開発利用の促進、石炭・液化天然ガス利用の拡大、太陽熱その他新エネルギー開発の促進など、石油代替エネルギー対策の計画的促進②原油の輸入分散化、自主開発、備蓄増強③省エネルギーの徹底——などを図る。</p>	<p>すべての国との親善友好の増進、アジア太平洋諸国、自由主義諸国との提携強化、世界経済発展への貢献、南北問題解決と経済技術協力の拡充、北方領土回復と日ソ平和条約の締結促進——など、平和外交を積極的に推進する。</p> <p>国力に応じた節度ある自衛力充実と日米安保体制の堅持で、日本の安全と平和を確保する。</p>
<p>原油値上げが直ちにインフレにならないよう買い占め売り惜しみ・便乗値上げ規制、石油製品の原価公表などを行うとともに、輸入石油への依存率を低めていくことが必要。</p> <p>中期的展望に立ち、輸入石油依存率を現在の七四％から三〇％に低めることを目標に、新エネルギー開発公団を設立し、ガソリン税を財源にあて、水力、地熱、太陽熱、波力、風力などソフトエネルギーの開発を進める。総合交通体系の整備、工業製品の耐用年数の延長、農業用エネルギーの転換など総合的省エネルギー政策を計画的に進める。石油公団を強化して資源国と石油の共同開発の推進、石炭公団を設立し国内炭を開発する。原子力は、安全性が確認されるまで新增設を中止する。</p>	<p>ソ連の脅威は、日本の軍備力増強の口実である。積極中立の平和外交で非核武装・核軍縮を進め、中国とは経済協力をひろげ、日ソ平和条約を結び、安保条約の廃棄、全千島返還を実現し、米中ソを含めた平和保障体制の確立、東南アジア地域を平和・自由・中立地帯にする。</p> <p>自衛隊の縮小をはかるなど世界の平和を積極的に作りだす。</p>
<p>インフレ懸念は強いが、石油製品などの便乗値上げを防ぎ、適切な物価対策を行えばインフレ抑制はできる。そのために需要管理政策を適正、機動的に運用、石油製品の円滑な供給の確保と便乗値上げを排除、独禁法の運用強化、公共料金の抑制、食品の価格対策の強化などを推進する。</p> <p>物価上昇を招く一般消費税導入を阻止する。省エネルギーを推進する。資源国との友好を確立し、石油、石炭、LNGなどの輸入の増加を図る。海外国内の石油開発を推進する。水力、地熱など国産エネルギーの開発を推進する。太陽熱など新エネルギーや再生可能なエネルギーの研究開発を促進する。原子力発電の安全性を強化確立。核融合の研究開発を推進する。</p>	<p>憲法を守り、等距離完全中立政策で日本とアジアの平和を築くため①外交交渉の合意で安保条約を廃棄、日米不可侵条約を締結②日中平和友好を促進③北方領土返還、日ソ平和条約締結④アジア諸国との平和友好促進⑤核兵器全廃、全面軍縮を推進⑥有事立法、軍事力増強に反対、ソ連の軍事能力への行き過ぎた脅威論に反対。</p>
<p>原油値上げによる国内物価への波及を最小限に抑制するため、石油製品を買い占め・売り惜しみ防止法の特定物資に指定し、便乗値上げを厳しく取り締まる。改正独禁法の発動を迅速に行い、値上げカルテル、カルテルによらない少数大企業による同調的値上げなどを事前に防止する。</p> <p>六十年度のエネルギー節約率は一五％を目標とする。エネルギー特別会計の設置により総合的エネルギー政策を推進。原子力安全委員会の機能を強化し、原子力平和利用を推進し、核燃料サイクルを確立。国内炭二千万トン体制を堅持しつつ、液化、ガス化技術開発による石炭の積極的活用を図る。太陽熱、地熱、などを開発するため、新エネルギー開発促進法を制定。</p>	<p>自由世界の一員として国際義務を果たすため、経済協力の拡充、インドシナ難民の救済などを積極的に進める。北方四島の返還を促進するとともに、ソ連の軍事基地建設に反対する。</p> <p>独立国として他国からあなどられないため必要な自衛力を整備し、日米安保条約で補完する。国会に防衛委を設け、防衛の国民合意をつくる。</p>
<p>「末端価格に介入しない」という大平内閣の野放し政策を中止させ、石油需給適正化法などを発動し灯油など石油製品の便乗値上げをやめさせる。独禁法強化、原価公開による独占物価規制などの対策をとれば、石油価格は安定できる。</p> <p>インフレ阻止のため、さらに大型公共料金の凍結と法定制の復活、国債発行の縮減が必要。次代のエネルギー手当では、対米依存・石炭つぶし政策から自主的・総合的政策への転換を基本に、メジャー支配の抑制、産油国との直接取引の拡大、石炭・水力など国内資源の活用、安全優先の原子力発電計画の全面的見直し、省エネ型産業構造への切り替えを進める。このため、主なエネルギー産業を国有化して総合公社を設立する。</p>	<p>ソ連脅威論、米、米国を元凶とする米ソ軍拡の悪循環の一コマを意図的に誇張し、日米軍事同盟強化の口実にしているもの。日本の安全とアジア平和の脅威は、米日中韓の反動的四国同盟の策動にある。その軍事的柱となる日米共同作戦態勢強化、自衛隊増強に反対。安保廃棄、対米従属・憲法違反の自衛隊の縮小・解散をめざす。</p>
<p>エネルギー危機を打開する道は①代替エネルギーの積極的な研究開発②省エネルギーの徹底③石油の安定確保④人と物の流れの効率化をはかる総合交通体系の確立⑤産業構造の転換である。いずれも中長期的な展望の下に総合的な施策を講じなければならない。石油価格の値上げは直ちにインフレをもたらす。</p> <p>共同歩調をとるOPEC諸国に対抗するには、消費国も協力し合って相互の利害を調整する交渉を進め、特にわが国はその主導性を発揮すべきである。と同時に、値上げショックを防止するため原油購入先の多元化をはかる必要がある。前記五施策を強力に推し進め、わが国消費エネルギーの七七％を原油に依存する体質を早く改めることが緊要である。</p>	<p>わが国の国力相応の分担をし、日米安保を中心とした集団安保体制を確立することが必要である。自衛隊の装備力は、費用対効果を重視したムダのない効率よいものとし、その規模については国会に国防委員会を常設して審議決定すべきである。</p> <p>同時に、エネルギー、資源、食糧の安定確保のため多様な平和外交を展開すべきである。</p>
<p>石油値上げに便乗した物価上昇は警戒するが、インフレ必至ではない。公定歩合を切り上げ、物価抑制の先手を打てばインフレは阻止できる。日本経済を輸出主導型から内需中心型に転換して中程度の成長を持続することが必要であり、可能だ。</p> <p>石油全面依存型のエネルギー政策を見直し、二十一世紀までにクリーン・エネルギーの開発に全力を注ぐ。危険な原発はモラトリアム（一時停止）し、ソフト・エネルギー・パス（道）を選択する。中小水力発電で五千万、風力で二千万、太陽、波力などで二千万キロワットの発電を確保。生物、有機廃物利用で液体燃料を生産する。環境と調和するエネルギーを次の世代に残す道はこれ以外にない。</p>	<p>ソ連を仮想敵国とする最近の風潮は危険で非現実的だ。北方四島返還による日ソ平和条約の早期締結。日米友好条約を結んで安保条約を非軍事化し、米、中、ソ、アジア諸国との中立、不戦の関係を築く。</p> <p>自衛策は現状凍結、国際環境の変化と国民合意のもとにだいに縮小。規模は沿岸警備隊のな国土警備隊程度にとどめる。</p>

政 党	政治腐敗是正	教 育
自 民	<p>政治倫理確立のため、党紀の厳正、金のかかる個人本位の選挙から金のかからぬ政党本位の選挙への改革を図る。</p> <p>公務員の綱紀確保のため①信賞必罰の徹底②行政監察の強化③官公需調達への厳正執行④許認可事項の抜本的整理⑤贈収賄に対する刑罰の強化と時効期間の延長⑥行政の国民生活に対する過剰介入の排除——などを図る。さらに、政治浄化のため、政治家個人の政治資金の明朗化、国会における倫理委員会の設置と国政調査機能の充実、企業倫理の確保、などを検討する。</p>	<p>教育政策の目標を、個性と創造性豊かで、連帯感と公共精神に富む活力ある青少年の育成に置く。徳育・知育・体育の調和した、ゆとりある学校教育を確立する。放送大学の創設、地方大学の整備充実など、高等教育の多様化と地域格差の解消を図る。大学入試の国立共通一次試験と二次試験の一層の改善、合理化を進める。</p>
社 会	<p>汚職かくしは許せない。政治腐敗をなくすには自民党が支配する政治を終わりにしなければならない。政治腐敗の温床となっている大企業の政治献金の禁止、政治家への献金をすべて公表するなど政治資金規正法を強化する。</p> <p>選挙公営の拡大を図り、悪質な選挙違反の厳罰、連座制の強化刑事犯による当選人の自動失格などを制度化する。国政調査権の強化、大企業の経理監査と内容公開を行う証券取引委員会の設置一定期間を経過した行政文書の公開など国民が監視できる諸制度を確立する。</p>	<p>入学決定は教授会の議によることになっているのに守られないことが裏口入学の原因。文部省は強力な指導を行うべきだ。</p> <p>高校入試は学区の縮小などの改善が必要。大学入試はペーパーテストのほか、論文・面接など総合的なものとし、足切りの廃止、私大が参加した共通一次試験の改善、二次試験の充実などが必要である。</p>
公 明	<p>①政治資金規制の強化（企業献金を禁止、個人の拠金に限る。国会議員個人の政治資金の届け出と公開など）②「金のかからない選挙」を目ざし、法定選挙費用による選挙の励行、公営選挙の充実などの推進③高級公務員の地位利用の排除④贈収賄罪関係規定の強化⑤国会の調査機能充実のため「国政調査法」の制定⑥「日本版S E C」の設置、会計検査院法の強化など大企業の企業活動の適正化⑦国会議員の政治的、道義的規範とする「政治倫理綱領」の制定を促進する。</p>	<p>学歴偏重社会の是正、職業準備教育的な大学観の転換を前提に、特に私立医、歯科系の裏口入学をなくすため教授会の自治、権限の拡大と経営との分離、医療制度の改正が必要。</p> <p>入試の正常化には大学間の格差是正と交流を積極化する。このため国立大学に学校群制を設け群内での単位交換、教員の交流、入試の実施を推進する。</p>
民 社	<p>政治腐敗の根源は、自民党の超長期政権による政・官・財のゆ着と、それを許してきた一部の無責任野党によるいわゆる五五体制にある。総選挙で自民党を敗北させ、航空機疑惑事件の政治責任を究明するとともに、民社党を中心とする責任野党勢力の躍進で政権交代の基盤づくりを進める。</p> <p>オンブズマン（行政監察専門員）制度導入など行政監察の強化、情報公開法の制定、選挙の公営化、国会議員個人を含む政治資金の公開徹底など「公開・参加・責任」の政治をめざす。</p>	<p>不正入試を行う大学に私学補助の減額などの措置を取る。生涯教育の推進、共通一次試験の私大参加、人物、適正考査中心の二次試験で、受験教育を是正する。教員の資質向上画一的教育方法の改善など個性と能力を生かす教育を進める。</p> <p>私学経常費の二分の一国庫補助を実現し、奨学制度の拡充など教育費負担を軽減する。</p>
共 産	<p>航空機疑獄・日韓ゆ着などの根源は、金権・戦犯・対米従属の自民党政治の長期化にある。大平内閣の「疑惑かくし」を許さず、岸喚問など、国会の国政調査権強化で真相を解明し、構造疑獄にメスを入れることがどうしても必要。</p> <p>金権政治の温床としての企業献金は全面禁止する。金のかからない選挙という口実による小選挙区制の策動に反対。政治家個人の政治献金と大臣などの資産公開を義務づける。行政監視院、企業監査委の新設、情報公開法の制定、時効延長など汚職犯罪の罰則を強化。</p>	<p>裏口入学をなくすには、教授会の権限保障、経理公開、学生・教職員参加の自治確立など私大運営の民主化が当面緊急のカギ。入試地獄をなくすには、公私高校の増設、私立高校も参加させた学区制改革、私学への国庫補助増大、奨学金の拡充、共通一次試験等入試制度の改善とともに、大学の格差、学歴社会をなくすことが根本。</p>
新 自 古	<p>第一に政治腐敗が発生しにくい制度改革が必要である。そのためには政党の政治資金の一部国庫負担を行い、選挙の公営化を一層促進させ、政治資金の収支はすべて公開を義務づけるよう、政治資金規正法、公職選挙法を改正し、ならびに政党法を制定することである。</p> <p>さらに、国会の立法調査権の強化と一定の制限を設けた情報公開法の制定を検討する。第二に、政治倫理確立のため政治家の資産を公開し、政治上の腐敗行為について独立の調査機関を設け制裁法規等を整備強化すべきである。</p>	<p>大学の共通一次試験の科目削減と実施時期を遅らせること、かつ受験科目の選択の幅を広げるべきである。二次試験において学科試験を行う場合の科目は原則として一科目とし論文面接を主体とする。</p> <p>裏口入学は大学側の良識にまつ以外ないがかかる事実がある場合は助成金を大幅に削減する等の厳しい措置を講ずる。</p>
社 民 連	<p>政治腐敗を断ち切るには政財界のゆ着体制を解体、政治に金がかからないよう改革が必要がある。政治資金規正法の改正により政治家の資金収支、資産の公開を義務づけ、大企業の献金わくをきびしく制限する。</p> <p>国会に米証券取引委員会に相当する行政監察委員会を設け、強い権限を与える。懲罰委員会を倫理委員会に改組。刑事訴訟法を改正し、政治汚職事件の「時効」の大幅延長、「職務権限」の範囲を拡大する。公営選挙を拡充して圧力団体を持たない市民の政治参加を保証する。</p>	<p>いかなる大学に入るかで職業や生涯まで決定されてしまうような大学制度を抜本的に改革しなければならない。医科大学はその典型。医師の国家試験を改め、どの学部からも受験できるように司法試験的なものに改める。大学卒業の再教育、職業人の再教育を保証し、職業の自由な転換を可能にすることが、ひとつの方法である。</p>

## 2 事 務 日 程 表

1. この日程表は衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の事務執行手続のなかで、主要な事務についてその概要を記載したものである。市区町村において処理すべき事務については、様式集を参考資料として添付しているので参照されたい。
2. この日程表に用いた法令名等は次のとおり省略した。

憲 法……日本国憲法  
法……………公職選挙法  
令……………公職選挙法施行令  
規……………公職選挙法施行規則  
規 程……公職選挙法事務取扱規程  
立 規……立会演説会規程  
運 規……公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程  
放 規……政見放送及び経歴放送実施規程  
裁 法……最高裁判所裁判官国民審査法  
裁 令……最高裁判所裁判官国民審査法施行令  
裁 規……最高裁判所裁判官国民審査事務取扱手続規程  
裁氏名規……最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程  
裁公報規……最高裁判所裁判官審査公報配布等に関する規程  
総 選 挙……衆議院議員総選挙  
国民審査……最高裁判所裁判官国民審査

昭和54年10月7日執行

衆議院議  
最高裁判所裁

月 日	曜 日	逆 算 日	県	
			処 理 事 項	根 拠 法 令
9 ・ 16	日	公 告 （ 示 ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員会開催</li> <li>○総選挙及び国民審査の執行計画の決定</li> <li>○規程類の整備</li> <li>○事務分担、選挙事務及び審査事務の委嘱</li> <li>○啓発宣伝計画の決定及び実施</li> <li>○市区町村選挙管理委員会の事務指導（委員長、書記長会議開催）</li> <li>○総選挙の投票用紙、封筒等の印刷発送</li> <li>○諸印刷物の作成発送</li> <li>○選挙長、同職務代理者、審査分会長、同職務代理者の選任準備</li> <li>○立会演説会開催市町の指定（市は単位の協議）</li> <li>○立会演説会実施について政党等と打合せ</li> <li>○立会演説会開催計画の決定</li> <li>○公営の個人演説会施設の指定報告の受理及び告示</li> <li>○ポスター掲示場設置場所の報告の受理</li> <li>○標旗、腕章等証明書類の作成</li> <li>○選挙運動に関する支出金額の制限額算定</li> <li>○各種告示案、通知案の作成</li> <li>○立候補受付準備（関係証明書類の整備）</li> <li>○立候補予定者説明会</li> <li>○取締機関、報道機関との協議打合せ</li> <li>○政見放送関係事務打合せ</li> <li>○政治活動用ポスターの証紙印刷</li> <li>○選挙運動用ビラの証紙印刷</li> <li>○推せん演説会開催周知用ポスターの証紙印刷</li> <li>○公営選挙運動費用関係書類の準備</li> <li>○立候補届出書類予備審査</li> </ul>	<p>法 6 ①</p> <p>法 153 立規 1</p> <p>法 155 ③</p> <p>法 155 ①②</p> <p>法 161 ③④</p> <p>法 194</p> <p>令 109の 4 令 109の 7 令 110の 2</p>
			前	

# 員 総 選 挙 事 務 日 程 表

## 判 官 国 民 審 査

市 町 村	処 理 事 項	根 拠 法 令	様 式
	○市区町村長部局の職員に対する選挙事務及び審査事務の委嘱又は 充当等について市区町村長と協議	自治法 180の3	
	○市町村の職員に対する選挙事務及び審査事務の委嘱及びその処理 事務の指導	法 273	
	○総選挙及び国民審査の執行計画並びに事務計画の決定		
	○ポスター掲示場設置場所の告示及び県委員会にその写しを送付	法 144の2 ④ 運規 10の2	24
	○投票用紙等諸印刷物の受領保管		
	○不在者投票に関する事務従事者の決定及び投票記載場所等の設備	法 49 令 第5章	
	○投票管理者、同職務代理者及び開票管理者、同職務代理者の選任 準備	法 37 令 24 法 61 令 67	
	○投票所入場券等必要書類の印刷	規程 20	
	○投票箱、点字器等選挙に使用する資材器具等の点検準備		
	○投票所開閉時刻の繰り上げ又は繰り下げの申請	法 40 規程 19	9
	○立会演説会開催単位を県と協議（市）	立規 1	26
	○立会演説会の施設に関する調書の提出	立規 2	27
	○個人演説会の施設の指定、報告及び納付すべき費用の額の協議	法 161 令 121 ②	
	○個人演説会の施設の使用予定表の作成	令 118	
	○個人演説会の施設の使用に関する定め及び公表について当該施設 の管理者を指導	令 119 ②	

月 日	曜	逆 算 日	県	
			処 理 事 項	根 拠 法・令
9 月 17		20	衆議院議員総選挙期日の公示	憲法 7 法 31 ④
			最高裁判所裁判官国民審査期日等の告示	裁法 5
			○選挙長及び同職務代理者の選任告示	法 75 ③ 令 80 ① 令 81
			○審査分会長及び同職務代理者の選任告示	裁法 27 ② 裁令 16
			○選挙長事務を取扱う場所の告示	法 196
			○選挙運動に関する支出金額の制限額の告示	法 76
			○選挙立会人決定のくじを行う場所及び日時の告示	法 78
			○選挙会の場所及び日時の告示	裁法 34
			○審査分会の場所及び日時の告示	法 155 ① 法 156の 2 立規 9
			○立会演説会開催計画の告示	法 86
			○立会演説会参加申込書受付開始（18日まで）	令 92
			○立候補の受付開始（立候補者の告示、通知、照会及び報告） （18日まで）	法 129
			○候補者に標旗、腕章その他の証明書類の交付	法 130
			○立候補者は選挙運動開始	法 134
			○選挙事務所の設置及び異動届の受付開始	法 180、 182
			○違反選挙事務所の閉鎖命令（そのつど）	法 168 ①
			○出納責任者の選任届、異動届受付開始	法 197の 2 ③
			○選挙公報掲載文掲載申請受付開始（20日まで）	令 109の 4 規 17の 3
			○選挙運動のために使用される事務員及び専ら第 141条（自動車、拡声機及び船舶の使用）の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者に関する届出受付開始	令 110の 2 規 17の 3
			○選挙運動用自動車の使用の契約届出書の受付開始	令 109の 7 規 17の 3
○ポスター作成契約届出書の受付開始	令 109の 4 規 17の 4			
○ビラ作成契約届出書の受付開始				
○自動車燃料代確認申請書の受付開始				



市 町 村		
処 理 事 項	根 拠 法 令	様 式
○総選挙及び国民審査の不在者投票のための投票用紙、投票用封筒の交付場所の告示		2
○投票所の告示	法 41	5, 6
○投票管理者及びその職務代理者の選任告示	令 25	4
○開票の場所及び日時の告示	法 64	17
○開票管理者及びその職務代理者の選任告示	令 68	16
○開票立会人決定のくじを行う場所及び日時の告示	法 62 ⑥ 裁法 52	18
○裁判官の氏名等の掲示を行う場所の告示（1投票区につき1ヵ所）	裁令 20 裁氏名規 1	3
○候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時の告示	法 175の2 ② 運規 35 ②	
○立会演説会開催単位の告示（市）	立規 1 ②	26
○総選挙の不在者投票受付開始	法 49 令5章	
○公営施設使用の個人演説会開催申出受付開始	法 163	
○選挙長から通知があった候補者に関する事項を投票管理者及び開票管理者に通知（そのつど）	令 92 ⑦	21, 22
○開票立会人届出受付開始	法 62	
○違反文書図画の撤去命令（そのつど）	法 147	25
○繰上げ投票に関する報告（関係市町村）	法 56 規程 27	7
○選挙事務所の設置及び異動届の受付開始	法 130	
○候補者にポスター掲示場設置場所一覧表及び図面の交付	令 111の2	

月 日	曜	逆 算 日	県	
			処 理 事 項	根 拠 法 令
9 ・ 17	月	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ビラ作成枚数確認申請書の受付開始</li> <li>○ポスター作成枚数確認申請書の受付開始</li> <li>○自動車燃料代確認書の交付（そのつど）</li> <li>○ポスター作成枚数確認書の交付（そのつど）</li> <li>○ビラ作成枚数確認書の交付（そのつど）</li> <li>○選挙運動用ビラの証紙交付（そのつど）</li> <li>○政党その他の政治活動を行う団体の政治活動用ポスターの証紙交付（そのつど）</li> <li>○選挙立会人届出受付開始</li> <li>○違反文書図画の撤去命令（そのつど）</li> <li>○政談演説会開催申出受付開始（立札等表示証の交付）</li> <li>○推せん団体の確認書交付、自治大臣へ通知</li> <li>○推せん団体による推せん演説会開催周知用ポスターの検印（そのつど）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令 109の 7</li> <li>規 17の 4</li> <li>令 110の 2</li> <li>規 17の 4</li> <li>令 109の 4</li> <li>規 17の 4</li> <li>令 110の 2</li> <li>規 17の 4</li> <li>令 109の 7</li> <li>規 17の 4</li> <li>法 142</li> <li>法 76</li> <li>法 147</li> <li>法 201の 11</li> <li>法 201の 4</li> <li>運規 39の 2</li> <li>法 201 ⑪ 4</li> <li>運規 39の 3 ①</li> </ul>
9 ・ 18	火	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>○立会演説会参加申込最終日</li> <li>○立会演説会における候補者の演説の順序を定めるくじ（午後 6 時選管事務室において）</li> <li>○同上の告示、候補者及び市区町村選挙管理委員会への通知</li> <li>○審査に対される裁判管の氏名等の通知</li> <li>○立候補届出締切日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法 156の 2 ①</li> <li>立規 9</li> <li>法 156の 2 ②</li> <li>立規 10,11</li> <li>法 156の 2 ⑤</li> <li>裁令 2 ②</li> <li>法 86</li> </ul>
9 ・ 19	水	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定期日（9月18日）後の立会演説会参加申込受付開始</li> <li>○同上の場合、参加し得る立会演説会の日及び会場並びに演説順位の決定、告示及び関係者への通知</li> <li>○政見放送申込最終日</li> <li>○審査公報原稿受領予定（自治省）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法 157</li> <li>立規 12</li> <li>法 157 ③</li> <li>放規 4 ②</li> </ul>

市 町 村		
処 理 事 項	根 拠 法 令	様 式
<p>○ポスター公営掲示場にポスターを掲示後法第86条第9項の規定により届出を却下し、若しくは候補者が死亡し、又は第91条、若しくは第103条第4項の規定に該当するに至った旨の通知を受けたときは、当該候補者にかかるポスターを撤去すること。</p>	<p>運規 10の6 ③</p>	
<p>○立会演説会に関する候補者の氏名等の掲示準備 (1市町村又は1単位につき50ヶ所以上)</p> <p>○公営施設使用の個人演説会開始</p>	<p>法 158</p> <p>法 163</p>	

月 日	曜	逆 算 日	県	
			処 理 事 項	根 拠 法 令
9 ・ 20	木	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 繰上投票期日の決定、告示、関係市町村選挙管理委員会に通知</li> <li>○ 投票所開閉時刻の繰り上げ、繰り下げの承認及び関係市区町村選挙管理委員会に通知</li> <li>○ 選挙公報掲載文掲載申請最終日</li> <li>○ 選挙公報掲載文の掲載順序のくじ（午後6時選管事務室において）</li> <li>○ 政見放送の日時の決定のくじ（午前10時）</li> </ul>	法令 56 46 ①  法規 40 ① 但書 19  法 168 ① 法 169 ④ 運規 29  法規 11
9 ・ 21	金	16	○ 選挙公報、審査公報の印刷校正	
9 ・ 22	土	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 選挙公報、審査公報の印刷校正</li> <li>○ 国民審査投票用紙等の発送</li> </ul>	
9 ・ 23	日	14	○ 選挙公報、審査公報の印刷校正	
9 ・ 24	月	13	○ 選挙公報、審査公報の印刷校正	
9 ・ 25	火	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 選挙公報、審査公報の発送</li> <li>○ 立会演説会の指導及び状況調査（そのつど）</li> </ul>	

市 町 村		
処 理 事 項	根 拠 法 令	様 式
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 繰上投票の期日について投票管理者及び開票管理者に通知</li> <li>○ 投票所開閉時刻の繰り上げ、繰り下げの告示及び投票管理者に通知</li> <li>○ 立会演説会に関する候補者の氏名等の掲示開始 (1市町村又は1単位につき50ヶ所以上)</li> <li>○ 立会演説会の司会者の指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令 46 ②</li> <li>法 40 ②</li> <li>法 158</li> <li>立規 15</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8</li> <li>10~11</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 選挙公報、審査公報の受領、配布</li> <li>○ 立会演説会開始</li> <li>○ 立会演説会場の表示並びに演説会場における候補者の氏名及び党派別に掲示 (そのつど)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法 170 ①</li> <li>裁令 31</li> <li>裁公報規 2</li> <li>法 152</li> <li>法 158 ②</li> </ul>	

月 日	曜	逆 算 日	県	
			処 理 事 項	根 拠 法 令
9 ・ 26	水	11		
9 ・ 27	木	10	○審査に付される裁判官の氏名等の掲示状況の調査	裁法 52 裁令 22
9 ・ 28	金	9		
9 ・ 29	土	8		
9 ・ 30	日	7		
10 ・ 1	月	6		
10 ・ 2	火	5		

市 町 村		
処 理 事 項	根 拠 法 令	様 式
○立会演説会場の設備及び立会演説会の司会並びに開催結果の報告 (そのつど) ○選挙公報、審査公報の受領、配布	立規 3  法 170 ① 裁令 31 裁公報規 2	28
○審査に付される裁判官の氏名等の掲示開始 (1投票区につき1ヶ所以上) ○国民審査の不在者投票開始 ○選挙公報、審査公報の配布 ○立会演説会	裁法 52 裁令 20, 22  裁令 14  法 152	
○立会演説会 ○選挙公報、審査公報の配布	法 152	
○立会演説会最終日 ○選挙公報、審査公報の配布	法 152	
○選挙公報、審査公報の配布 ○線上投票の投票所の告示最終日	法 41	
○線上投票の投票立会人の選任及び通知 ○選挙公報、審査公報の配布	法 38 ①	
○投票所の告示最終日 ○投票所における氏名等の掲示の順序を定めるくじ ○選挙公報、審査公報の配布	法 41 法 175の2 ② 運規 35 ②	

月 日	曜	逆 算 日	県	
			処 理 事 項	根 拠 法 令
10 ・ 3	水	4		
10 ・ 4	木	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補充立候補届出期限</li> <li>○選挙立会人届出最終日</li> <li>○審査分会立会人の選任</li> <li>○選挙立会人決定のくじ</li> </ul>	法 86 ⑤ 法 76 裁令 16 法 76
10 ・ 5	金	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○繰上投票期日（速報受理）</li> </ul>	法 56
10 ・ 6	土	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○投票所設備状況調査</li> <li>○当日有権者見込数の報告受理</li> <li>○選挙運動最終日</li> </ul>	法 129
10 ・ 7	日	0	<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">投票日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開票日</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○投票所を設けた場所の入口から 300メートル未満の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令</li> <li>○投票、開票状況の調査</li> <li>○投票、開票の中間及び結果の速報受理、集計、自治省に報告（発表）</li> <li>○選挙運動に関する収支報告書の受付開始</li> </ul>	法 132 法 134 ①  規程 23, 41 裁規 10, 5  法 189



市 町 村		
処 理 事 項	根 拠 法 令	様 式
○投票立会人の選任（3～5人）、投票管理者及び本人に通知 ○選挙公報、審査公報の配布 ○投票所入場券の配布 ○郵便投票の投票用紙等交付請求最終日	法 38 ① 令 26  令 31  令 59の4 ①	12～13 14
○開票立会人届出最終日 ○投票立会人選任通知最終日 ○開票立会人決定のくじ ○選挙公報、審査公報の配布	法 62 ①  法 38 ①  法 62 ②④	
○繰上投票期日（投票結果の速報） ○選挙公報、審査公報の配布完了期限 ○投票所及び開票所の事務従事者の事務分担決定期限 （投票管理者、開票管理者）	法 56 規程 23  裁規 10 法 170 ① 裁公報規 2②	
○投票所入場券配布完了期限 ○投票所の設備、投票所内の氏名等の掲示 ○投票所を設けた場所の入口から 300メートルの区域の表示 ○当日有権者見込数の報告 ○不在者投票最終日	令 31 ①  法 175の2 ① 令 32  法 132   法 49 令 第5章	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">投 票 日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">開 票 日</div> </div> ○投票所を設けた場所の入口から 300メートル未満の区域に設けられた選挙事務所の開閉命令 ○投票事務の処理、投票の中間及び結果の速報 ○投票録等の作成、投票箱等を開票管理者に送致 ○開票事務の処理、開票の中間及び結果の速報並びに開票録の作成	法 132 134 ①  規程 23 裁規 10 規程 25 法 54, 55 裁規 10 法 66, 70 規程 41 裁規 5	15～19

月 日	曜	経過 日	県	
			処 理 事 項	根 拠 法 令
10 ・ 8	月	1	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">開 票 日</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○開票状況調査（開票未了市町村）</li> <li>○開票結果速報受理、集計、報告、発表</li> <li>○開票結果の審査受領</li> </ul>	規程 41 裁規 5 規程 42 裁規 6
10 ・ 9	火	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開票結果の審査受領</li> <li>○開票結果の集計</li> <li>○選挙会及び審査分会の準備</li> </ul>	規程 42 裁規 6
10 ・ 10	水	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙会開催</li> <li>○当選人の決定、県選挙管理委員会に報告</li> <li>○当選人に告知、住所、氏名等の告示</li> <li>○当選証書の附与及び告示</li> <li>○当選等に関する報告（自治大臣あて）</li> <li>○審査分会の開催、結果の報告（審査長あて）</li> </ul>	法 80 法 101 ① 法 101 ② 法 105 法 108 ① 裁法 27、 29
10 ・ 11	木	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙結果の整理</li> <li>○選挙執行経費の精算</li> <li>○選挙の記録の作成</li> </ul>	
10 ・ 22	月	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙に関する収支報告書の提出期限（第1回）</li> </ul>	法 189

市 町 村		
処 理 事 項	根 拠 法 令	様 式
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">開 票 日</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○開票速報（開票未了市町村）</li> <li>○開票結果の報告（選挙長に、審査分会に）</li> <li>○開票結果報告期限（即日開票市町村）</li> </ul>	規程 40 裁規 5 規程 42 裁規 6	20
<ul style="list-style-type: none"> <li>○開票結果報告期限（持参すること）</li> </ul>	規程 42 裁規 6	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙事務の整理、報告</li> </ul>		

昭和54年10月7日 執行

衆議院議  
最高裁判所裁

月 日	9 月														
	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
曜	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
経過日						0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
逆算日	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
主 要 処 理 事 項															

公示日

- 選挙期日の公示、選挙長、同職務代理者の選任告示 (県)
- 審査分会長、同職務代理者の告示 (県)
- 投票管理者、開票管理者及びそれらの職務代理者の選任告示

投票用紙等市区町村発送

(立候補届出期間)

(補充立候補届)

選挙立会人届出 (県) 投票立会人の選任

総選挙不在者投票

選挙執行準備期間

国民審査投票用紙市区町村発送

立候補予備審査

選挙運動期間 (選挙事務所設置・異動届、出納責任者の選任)

ポスターを公営掲示場に掲示しておく

立会演説会参加申出期間

政見放送申込期間

立会演

選挙公報申請期間

選挙公報 (印刷)

(発送)

審査公報原稿受領

審査公報 (印刷)

(発送)

# 員 総 選 挙 判 官 国 民 審 査

## 主要日程一覧表

				10 月											
27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0					
				● (投票所告示期限)											
(市区町村)				● (投票所氏名掲示順序のくじ)										● 選挙会 ● 審査分会	
出 期 間 )				← 開 票 →											
開票立会人の届出 (市区町村) 期間									← 開票結果報告 →						
期 間															
← 国民審査不在者投票期間															
← 裁判官の氏名等の掲示期間 (1投票区1カ所)															
← 届、個人演説会の開催及び実施等)															
← ことができる期間															
← 説 会															
← 公 報 配 布 期 間															
← 公 報 配 布 期 間															
				● { 選挙立会人決定のくじ (県) 開票立会人決定のくじ (市区町村) 審査分会立会人選任 (県)											
				● 郵便投票の投票用紙等交付請求最終日											

# 第35回衆議院議員総選挙啓発推進事業要綱

## I 趣 旨

明るい選挙を実現するためには、すべての国民が選挙の意義を自覚し、選挙の正しいルールを守りながら進んで投票に参加する必要がある。このため、今回の総選挙においては、きれいな選挙の推進と投票参加の呼びかけを重点に各種の啓発事業を行うものとする。

## II 重点事項

### 1. きれいな選挙の推進

国政における衆議院の役割に対する認識を深め、政党や候補者の主義・主張を十分見きわめて自覚ある投票をするように呼びかけること。

情実や義理人情のからんだ投票や買収・供応などの悪質な選挙違反を一掃し、自由で明るい投票をすることができるようにするとともに、選挙の正しいルールを周知徹底させること。

### 2. 投票参加の推進

投票は、主権者たる国民が国政に参加する最大の機会であり、投票に参加することが主権者たる国民の権利であり責務であることを周知徹底させ、有権者がこぞって投票するように呼びかけること。

## III 実施事項

### 1. 国が行う事業

#### (1) テレビ・ラジオによるスポット放送

全国の民間テレビ放送及びラジオ放送により、選挙期間中にきれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかけるスポット放送を実施すること。

#### (2) 新聞・雑誌への広告の掲載

新聞及び雑誌に、選挙期間中にきれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかける広告を掲載すること。

#### (3) 電車等の車内吊広告の掲出

国鉄の列車・電車・主な私鉄の電車（首都圏の地下鉄を含む）に、選挙期間中にきれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかける広告を掲出すること。

#### (4) 啓発ポスターの配付

全国の都道府県及び市区町村に対し、きれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかけるポスターを配付すること。

#### (5) アドバルーンの掲揚等

霞が関合同庁舎2号館に、選挙期間中きれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかけるアドバルーンを掲揚するとともに、投票日を告知する懸垂幕を掲出すること。

#### (6) 表彰の実施

総選挙啓発事業の推進に功績のあった民間団体、個人及び選挙管理委員会を表彰すること。

## 2. 都道府県が行う事業

### (1) 広報紙等による広報

都道府県の広報紙(誌)及びテレビ・ラジオの広報番組等を活用して、きれいな選挙の推進を呼びかけるとともに、投票日及び不在者投票制度の周知を図る等投票参加を呼びかけること。

### (2) 広報車による巡回広報

都道府県内一円に、広報車を巡回してきれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかけること。

### (3) 広告塔・横断幕等による広告の掲出

広告塔・横断幕等により、きれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかける広告を掲出すること。

### (4) その他の事業

バス等の交通機関を利用して、その車体幕・車内吊・ステッカー等の掲出、その他各都道府県の地域の実情に即した事業等を通じて、きれいな選挙の推進を呼びかけるとともに、投票日及び不在者投票制度の周知を図る等投票参加を呼びかけること。

なお、国の行う事業、市区町村が行う事業と重複しないよう調整して事業を実施すること。

## 3. 市区町村が行う事業

### (1) 広報車による巡回広報

広報車を巡回してきれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかけること。

### (2) 横断幕等の掲出

横断幕等により、きれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかけること。

### (3) 地下鉄の車内吊広告の掲出

地下鉄において、きれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかける広告を掲出すること。

### (4) 広報紙等による広報

市区町村の広報紙(誌)を活用して、きれいな選挙の推進を呼びかけるとともに、投票日及び不在者投票制度の周知を図る等投票参加を呼びかけること。

### (5) 啓発資材の配布

あらゆる機会を活用して、リーフレット・チラシ等の啓発資材を配布し、きれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかけること。

## 4. 明るい選挙推進協会が行う事業

### (1) 明るい総選挙推進全国大会の開催

都道府県・指定都市の明るい選挙推進協議会会長による明るい総選挙推進全国大会を東京で開催すること。

### (2) 広報誌「私たちの広場」特集号の発行

広報誌「私たちの広場」特集号の発行により、きれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかけること。

(3) ソノシートの作成配付

全国の有線放送施設で放送するためのソノシートを作成し、きれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかけること。

(4) 映画館におけるスライドの上映

全国の主要映画館において、きれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかけるスライドを上映すること。

(5) 短波放送における番組の放送

日本短波放送において、きれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかける番組を放送すること。

(6) 啓発用資材の作成配付

地方公共団体が行う啓発事業を効果的に推進するため、各種の啓発資材を作成配付すること。

## 4 臨時啓発事業の概要

事業の種類	実施期間	事業の概要
看板・広告塔による啓発	9月17日 ＼ 10月7日	県庁正門横に看板を掲出、国鉄博多駅前に広告塔を設置し、投票日の周知、投票参加、明るい選挙の推進を呼びかける。
啓発資材による啓発	期間中	明るい選挙の啓発標語入りの鉛筆及び風船を作成し、市区役所、町村役場の窓口あるいは街頭啓発の際に有権者に配布する。 鉛筆……………1,100ダース 風船……………50,000個
広報車による啓発	9月17日 ＼ 10月7日	選挙期間の後半を中心に県選管と市区町村選管が一体となって広報車を利用して投票参加及び明るい選挙の推進を呼びかける。 エンドレステープの作成配付。 各市町村×2巻 (福岡市、北九州市を除く)
啓発リーフレットによる啓発	期間中	今回の総選挙の重要性、投票上の注意事項等を掲載した啓発リーフレットを作成し、各市区町村選管を通じて県内全世帯に配布し、有権者が候補者の政見をよく聞き、よく考えて、自覚ある投票を行うよう訴える。 印刷部数 1,510,000部
懸垂幕による啓発	9月18日 ＼ 10月7日	投票率の向上及び明るい選挙の推進をはかるため、株式会社社岩田屋本館(福岡ビル側)に掲示する。
市に対する臨時啓発事業の委託		各市で独自の啓発活動を実施するため臨時啓発事業委託費を交付する。



# 選挙をきれいにする国民運動福岡県本部の声明

## 声 明

第35回衆議院議員総選挙が、10月7日に行われる予定である。

いうまでもなく、選挙は議会制民主政治の根幹をなすものであり、国民は、選挙によって選ばれた代表者を通じて政治に参加することになる。

したがって、国民の意思が政治に正しく反映されるためには、選挙が明るくきれいに行われなければならない。

しかるに、過去の多くの選挙をふりかえってみると、選挙違反があとを断たず、明るくきれいな選挙の実現を念願するものにとってまことに憂慮にたえない。

ここに、われわれは衆議院議員総選挙にあたり、買収、供応など悪質な選挙犯罪その他の選挙違反を一掃し、金のかからない明るい選挙を実現するため、政党、候補者（予定者）及び選挙運動関係者に対して、候補者の政見・政策を十分に選挙人に明らかにするとともに、公職選挙法を遵守し、違法行為が一切行われないうよう強く要望するものである。

一方、有権者各位におかれても、今回の選挙の重要性を十分認識され、主権者たるにふさわしい高い政治意識と信条に基づき、候補者の政見をよく見極め、自由な意思のもとに良識ある一票を行使されるよう切望する。

昭和54年 9月 8日

選挙をきれいにする国民運動福岡県本部

(第1区)

## 選挙当日有権者

区分 市区町村名		(a) 昭和54年9月10日現在 選挙人名簿登録者数			(b) 昭和54年9月11日 以降登録者数		
		男	女	計	男	女	計
福岡市	東区	62,775	63,811	126,586	15	17	32
	博多区	54,288	59,595	113,883	1	6	7
	中央区	38,594	47,773	86,367	0	0	0
	南区	65,510	72,680	138,190	7	6	13
	西区	121,323	130,089	251,412	50	51	101
	計	342,490	373,948	716,438	73	80	153
甘木市	14,350	16,584	30,934	1	0	1	
筑紫野市	17,853	19,953	37,806	0	0	0	
春日市	21,033	21,237	42,270	0	0	0	
大野城市	19,348	20,726	40,074	0	0	0	
市部計	415,074	452,448	867,522	74	80	154	
郡部計	150,325	167,309	317,634	5	2	7	
第1区合計	565,399	619,757	1,185,156	79	82	161	
第2区合計	332,278	374,874	707,152	621	643	1,264	
第3区合計	286,187	332,751	618,938	26	25	51	
第4区合計	296,272	334,199	630,471	705	694	1,399	
県計	1,480,136	1,661,581	3,141,717	1,431	1,444	2,875	

## 見込数に関する調

(単位:人)

(c) 昭和54年9月11日 以降抹消者数			(d) 失格者数			(e) 差引選挙当日有権者見込数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
482	341	823	47	3	50	62,261	63,484	125,745
460	376	836	100	21	121	53,729	59,204	112,933
294	301	595	56	27	83	38,244	47,445	85,689
614	510	1,124	107	21	128	64,796	72,155	136,951
1,047	757	1,804	95	13	108	120,231	129,370	249,601
2,897	2,285	5,182	405	85	490	339,261	371,658	710,919
98	105	203	27	0	27	14,226	16,479	30,705
143	133	276	0	0	0	17,710	19,820	37,530
176	130	306	12	0	12	20,845	21,107	41,952
182	190	372	0	0	0	19,166	20,536	39,702
3,496	2,843	6,339	444	85	529	411,208	449,600	860,808
948	967	1,915	121	8	129	149,261	166,336	315,597
4,444	3,810	8,254	565	93	658	560,469	615,936	1,176,405
2,428	2,409	4,837	468	73	541	330,003	373,035	703,038
1,446	1,704	3,150	266	13	279	284,501	331,059	615,560
2,151	2,102	4,253	479	157	636	294,347	332,634	626,981
10,469	10,025	20,494	1,778	336	2,114	1,469,320	1,652,664	3,121,984

## (第1区)

区 分 市区町村名		(a) 昭和54年9月10日現在 選挙人名簿登録者数			(b) 昭和54年9月11日 以降登録者数		
		男	女	計	男	女	計
筑 紫 郡	太宰府町	14,680	16,752	31,432	0	0	0
	那珂川町	7,488	7,969	15,457	1	1	2
	計	22,168	24,721	46,889	1	1	2
柏 屋 郡	宇美町	7,203	7,924	15,127	0	0	0
	篠栗町	6,215	6,954	13,169	0	0	0
	志免町	10,342	10,998	21,340	0	0	0
	須恵町	5,980	6,501	12,481	3	0	3
	新宮町	4,736	4,770	9,506	0	0	0
	古賀町	10,792	11,765	22,557	0	0	0
	久山町	2,524	2,898	5,422	0	1	1
	粕屋町	8,511	8,953	17,464	1	0	1
計	56,303	60,763	117,066	4	1	5	
宗 像 郡	宗像町	17,341	19,251	36,592	0	0	0
	福間町	9,237	10,163	19,400	0	0	0
	津屋崎町	4,071	4,859	8,930	0	0	0
	玄海町	3,185	3,627	6,812	0	0	0
	大島村	425	491	916	0	0	0
計	34,259	38,391	72,650	0	0	0	
朝 倉 郡	杷木町	3,503	4,334	7,837	0	0	0
	朝倉町	4,080	4,754	8,834	0	0	0
	三輪町	3,236	3,795	7,031	0	0	0
	夜須町	3,929	4,380	8,309	0	0	0
	小石原村	507	557	1,064	0	0	0
	宝珠山村	829	935	1,764	0	0	0
計	16,084	18,755	34,839	0	0	0	
糸 島 郡	前原町	12,875	14,773	27,648	0	0	0
	二丈町	3,860	4,375	8,235	0	0	0
	志摩町	4,776	5,531	10,307	0	0	0
	計	21,511	24,679	46,190	0	0	0
郡 部 計	150,325	167,309	317,634	5	2	7	

(c) 昭和54年9月11日 以降抹消者数			(d) 失 格 者 数			(e) 差引選挙当日有権者見込数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
12	10	22	3	1	4	14,665	16,741	31,406
52	52	104	2	0	2	7,435	7,918	15,353
64	62	126	5	1	6	22,100	24,659	46,759
50	55	105	9	0	9	7,144	7,869	15,013
44	69	113	0	0	0	6,171	6,885	13,056
105	98	203	8	0	8	10,229	10,900	21,129
60	50	110	4	1	5	5,919	6,450	12,369
35	36	71	3	1	4	4,698	4,733	9,431
74	63	137	19	4	23	10,699	11,698	22,397
13	16	29	1	0	1	2,510	2,883	5,393
63	60	123	8	0	8	8,441	8,893	17,334
444	447	891	52	6	58	55,811	60,311	116,122
121	91	212	7	0	7	17,213	19,160	36,373
69	65	134	6	0	6	9,162	10,098	19,260
10	6	16	0	1	1	4,061	4,852	8,913
20	16	36	0	0	0	3,165	3,611	6,776
6	7	13	0	0	0	419	484	903
226	185	411	13	1	14	34,020	38,205	72,225
22	39	61	31	0	31	3,450	4,295	7,745
17	30	47	2	0	2	4,061	4,724	8,785
22	21	43	3	0	3	3,211	3,774	6,985
38	26	64	0	0	0	3,891	4,354	8,245
0	3	3	2	0	2	505	554	1,059
7	10	17	1	0	1	821	925	1,746
106	129	235	39	0	39	15,939	18,626	34,565
72	84	156	0	0	0	12,803	14,689	27,492
20	30	50	9	0	9	3,831	4,345	8,176
16	30	46	3	0	3	4,757	5,501	10,258
108	144	252	12	0	12	21,391	24,535	45,926
948	967	1,915	121	8	129	149,261	166,336	315,597

## (第2区)

区分 市区町村名		(a) 昭和54年9月10日現在 選挙人名簿登録者数			(b) 昭和54年9月11日 以降登録者数		
		男	女	計	男	女	計
北 九 州 市	若松区	29,903	33,628	63,531	49	45	94
	八幡東区	37,569	42,998	80,567	115	132	247
	八幡西区	79,574	87,163	166,737	310	308	618
	戸畑区	28,110	30,514	58,624	117	127	244
	計	175,156	194,303	369,459	591	612	1,203
直 方 市	方市	20,886	24,140	45,026	0	0	0
	飯塚市	27,032	31,686	58,718	7	6	13
	山田市	5,102	6,090	11,192	0	2	2
	中間市	16,368	18,278	34,646	0	0	0
	市部計	244,544	274,497	519,041	598	620	1,218
遠 賀 郡	芦屋町	6,426	6,660	13,086	0	0	0
	水巻町	8,943	9,860	18,803	0	0	0
	岡垣町	8,049	9,070	17,119	0	0	0
	遠賀町	4,229	4,748	8,977	2	0	2
	計	27,647	30,338	57,985	2	0	2
鞍 手 郡	小竹町	3,915	4,640	8,555	0	0	0
	鞍手町	6,470	7,502	13,972	6	6	12
	宮田町	8,541	9,898	18,439	8	9	17
	若宮町	3,737	4,236	7,973	0	0	0
	計	22,663	26,276	48,939	14	15	29
嘉 穂 郡	桂川町	4,568	5,257	9,825	2	4	6
	稲築町	7,371	8,813	16,184	4	3	7
	碓井町	2,396	2,853	5,249	0	0	0
	嘉穂町	4,152	4,864	9,016	1	0	1
	筑穂町	3,875	4,435	8,310	0	0	0
	穂波町	9,110	10,703	19,813	0	0	0
	庄内町	3,249	3,726	6,975	0	1	1
	穎田町	2,703	3,112	5,815	0	0	0
計	37,424	43,763	81,187	7	8	15	
郡部計	87,734	100,377	188,111	23	23	46	
第2区合計		332,278	374,874	707,152	621	643	1,264

(c) 昭和54年9月11日 以降抹消者数			(d) 失 格 者 数			(e) 差引選挙当日有権者見込数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
193	189	382	88	11	99	29,671	33,473	63,144
390	348	738	32	5	37	37,262	42,777	80,039
488	445	933	97	7	104	79,299	87,019	166,318
283	258	541	31	2	33	27,913	30,381	58,294
1,354	1,240	2,594	248	25	273	174,145	193,650	367,795
118	148	266	0	0	0	20,768	23,992	44,760
137	145	282	31	6	37	26,871	31,541	58,412
48	54	102	2	0	2	5,052	6,038	11,090
98	123	221	18	0	18	16,252	18,155	34,407
1,755	1,710	3,465	299	31	330	243,088	273,376	516,464
65	52	117	12	1	13	6,349	6,607	12,956
64	60	124	11	0	11	8,868	9,800	18,668
47	39	86	3	0	3	7,999	9,031	17,030
40	40	80	10	1	11	4,181	4,707	8,888
216	191	407	36	2	38	27,397	30,145	57,542
29	39	68	1	0	1	3,885	4,601	8,486
43	39	82	0	0	0	6,433	7,469	13,902
53	56	109	26	0	26	8,470	9,851	18,321
13	29	42	5	0	5	3,719	4,207	7,926
138	163	301	32	0	32	22,507	26,128	48,635
33	35	68	81	36	117	4,456	5,190	9,646
66	65	131	5	0	5	7,304	8,751	16,055
22	32	54	0	0	0	2,374	2,821	5,195
27	38	65	0	0	0	4,126	4,826	8,952
29	23	52	0	0	0	3,846	4,412	8,258
99	100	199	10	2	12	9,001	10,601	19,602
30	25	55	4	1	5	3,215	3,701	6,916
13	27	40	1	1	2	2,689	3,084	5,773
319	345	664	101	40	141	37,011	43,386	80,397
673	699	1,372	169	42	211	86,915	99,659	186,574
2,428	2,409	4,837	468	73	541	330,003	373,035	703,038

## (第3区)

区分 市区町村名	(a) 昭和54年9月10日現在 選挙人名簿登録者数			(b) 昭和54年9月11日 以降登録者数			
	男	女	計	男	女	計	
大牟田市	55,286	66,157	121,443	8	13	21	
久留米市	67,746	79,223	146,969	3	5	8	
柳川市	14,719	17,165	31,884	0	0	0	
八女市	12,899	15,140	28,039	1	0	1	
筑後市	13,462	15,671	29,133	0	0	0	
大川市	16,387	18,302	34,689	0	0	0	
小郡市	13,252	14,881	28,133	0	0	0	
市部計	193,751	226,539	420,290	12	18	30	
浮羽郡	吉井町	5,873	6,934	12,807	0	0	0
	田主丸町	7,562	8,794	16,356	0	0	0
	浮羽町	6,258	7,228	13,486	0	0	0
	計	19,693	22,956	42,649	0	0	0
三井郡	北野町	4,337	5,023	9,360	1	0	1
	大刀洗町	4,307	4,861	9,168	0	0	0
	計	8,644	9,884	18,528	1	0	1
三潞郡	城島町	4,679	5,326	10,005	0	0	0
	大木町	4,251	4,940	9,191	0	0	0
	三潞町	4,306	4,951	9,257	0	0	0
	計	13,236	15,217	28,453	0	0	0
八女郡	黒木町	6,161	7,038	13,199	0	0	0
	上陽町	2,010	2,211	4,221	0	0	0
	立花町	5,113	5,795	10,908	6	3	9
	広川町	5,601	6,275	11,876	1	2	3
	矢部村	1,013	1,179	2,192	0	0	0
	星野村	1,687	2,041	3,728	1	0	1
	計	21,585	24,539	46,124	8	5	13
山門郡	瀬高町	8,991	10,525	19,516	3	0	3
	大和町	6,437	7,263	13,700	0	0	0
	三橋町	5,575	6,466	12,041	1	1	2
	山川町	2,233	2,513	4,746	0	0	0
	計	23,236	26,767	50,003	4	1	5
三池郡高田町	6,042	6,849	12,891	1	1	2	
郡部計	92,436	106,212	198,648	14	7	21	
第3区合計	286,187	332,751	618,938	26	25	51	



(c) 昭和54年9月11日 以降抹消者数			(d) 失 格 者 数			(e) 差引選挙当日有権者見込数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
293	321	614	43	3	46	54,958	65,846	120,804
415	440	855	53	1	54	67,281	78,787	146,068
73	99	172	22	0	22	14,624	17,066	31,690
64	84	148	4	0	4	12,832	15,056	27,888
62	84	146	57	4	61	13,343	15,583	28,926
80	101	181	13	1	14	16,294	18,200	34,494
69	90	159	24	2	26	13,159	14,789	27,948
1,056	1,219	2,275	216	11	227	192,491	225,327	417,818
23	27	50	6	1	7	5,844	6,906	12,750
30	46	76	3	1	4	7,529	8,747	16,276
20	27	47	3	0	3	6,235	7,201	13,436
73	100	173	12	2	14	19,608	22,854	42,462
1	1	2	0	0	0	4,337	5,022	9,359
23	31	54	0	0	0	4,284	4,830	9,114
24	32	56	0	0	0	8,621	9,852	18,473
15	25	40	0	0	0	4,664	5,301	9,965
17	31	48	7	0	7	4,227	4,909	9,136
14	30	44	4	0	4	4,288	4,921	9,209
46	86	132	11	0	11	13,179	15,131	28,310
27	26	53	1	0	1	6,133	7,012	13,145
16	10	26	0	0	0	1,994	2,201	4,195
21	33	54	4	0	4	5,094	5,765	10,859
42	31	73	15	0	15	5,545	6,246	11,791
11	5	16	0	0	0	1,002	1,174	2,176
1	1	2	0	0	0	1,687	2,040	3,727
118	106	224	20	0	20	21,455	24,438	45,893
33	40	73	1	0	1	8,960	10,485	19,445
31	39	70	0	0	0	6,406	7,224	13,630
33	42	75	2	0	2	5,541	6,425	11,966
10	13	23	0	0	0	2,223	2,500	4,723
107	134	241	3	0	3	23,130	26,634	49,764
22	27	49	4	0	4	6,017	6,823	12,840
390	485	875	50	2	52	92,010	105,732	197,742
1,446	1,704	3,150	266	13	279	284,501	331,059	615,560

## (第4区)

区分 市区町村名		(a) 昭和54年9月10日現在 選挙人名簿登録者数			(b) 昭和54年9月11日 以降登録者数		
		男	女	計	男	女	計
北九州市	門司区	47,537	54,860	102,397	70	80	150
	小倉北区	72,529	81,136	153,665	298	280	578
	小倉南区	56,355	60,592	116,947	293	304	597
	計	176,421	196,588	373,009	661	664	1,325
田川市	20,637	24,837	45,474	0	0	0	
行橋市	19,848	22,672	42,520	19	14	33	
豊前市	10,730	12,653	23,383	0	0	0	
市部計	227,636	256,750	484,386	680	678	1,358	
田川郡	香春町	5,101	5,943	11,044	4	7	11
	添田町	5,673	6,745	12,418	5	3	8
	金田町	2,847	3,284	6,131	0	0	0
	糸田町	3,691	4,372	8,063	2	0	2
	川崎町	8,126	9,479	17,605	0	0	0
	赤池町	3,252	3,773	7,025	1	2	3
	方城町	2,771	3,120	5,891	0	0	0
	大任町	2,365	2,683	5,048	1	2	3
	赤村	1,336	1,567	2,903	0	0	0
計	35,162	40,966	76,128	13	14	27	
京都郡	苅田町	10,705	10,642	21,347	0	0	0
	犀川町	3,426	3,895	7,321	2	1	3
	勝山町	2,218	2,500	4,718	0	0	0
	豊津町	2,923	3,288	6,211	2	1	3
	計	19,272	20,325	39,597	4	2	6
築上郡	椎田町	4,852	5,151	10,003	8	0	8
	吉富町	2,475	2,943	5,418	0	0	0
	築城町	3,840	4,432	8,272	0	0	0
	新吉富村	1,290	1,572	2,862	0	0	0
	大平村	1,745	2,060	3,805	0	0	0
計	14,202	16,158	30,360	8	0	8	
郡部計	68,636	77,449	146,085	25	16	41	
第4区合計		296,272	334,199	630,471	705	694	1,399

(c) 昭和54年9月11日 以降抹消者数			(d) 失 格 者 数			(e) 差引選挙当日有権者見込数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
315	300	615	49	3	52	47,243	54,637	101,880
612	583	1,195	135	12	147	72,080	80,821	152,901
513	481	994	130	70	200	56,005	60,345	116,350
1,440	1,364	2,804	314	85	399	175,328	195,803	371,131
166	155	321	39	0	39	20,432	24,682	45,114
82	102	184	9	0	9	19,776	22,584	42,360
37	50	87	0	0	0	10,693	12,603	23,296
1,725	1,671	3,396	362	85	447	226,229	255,672	481,901
27	39	66	6	0	6	5,072	5,911	10,983
29	36	65	2	1	3	5,647	6,711	12,358
7	10	17	15	2	17	2,825	3,272	6,097
26	30	56	11	1	12	3,656	4,341	7,997
46	61	107	25	8	33	8,055	9,410	17,465
28	31	59	3	0	3	3,222	3,744	6,966
17	19	36	37	55	92	2,717	3,046	5,763
27	28	55	1	0	1	2,338	2,657	4,995
5	4	9	6	3	9	1,325	1,560	2,885
212	258	470	106	70	176	34,857	40,652	75,509
82	63	145	0	0	0	10,623	10,579	21,202
20	14	34	8	1	9	3,400	3,881	7,281
6	8	14	0	0	0	2,212	2,492	4,704
18	22	40	0	0	0	2,907	3,267	6,174
126	107	233	8	1	9	19,142	20,219	39,361
45	35	80	0	0	0	4,815	5,116	9,931
21	13	34	3	1	4	2,451	2,929	5,380
1	5	6	0	0	0	3,839	4,427	8,266
8	8	16	0	0	0	1,282	1,564	2,846
13	5	18	0	0	0	1,732	2,055	3,787
88	66	154	3	1	4	14,119	16,091	30,210
426	431	857	117	72	189	68,118	76,962	145,080
2,151	2,102	4,253	479	157	636	294,347	332,634	626,981

## 6 選挙事務報告例による各種報告調(総選挙)

### (1) 開票結果に関する調

第一区

当落の別	候補者氏名	得票数	男女別	年令	党派	新前元別	職業	
○	橋崎 弥之助	149,572	男	59	社会民主連合	前	社会民主連合書記長	
○	田中 昭二	125,145	男	52	公明党	前	公明党福岡県本部副本部長	
○	山崎 拓	120,975	男	42	自由民主党	前	厚生政務次官	
○	辻 英雄	109,765	男	60	自由民主党	前	新政治経済研究会理事長	
○	河野 正	94,594	男	65	日本社会党	元	河野病院 院長	
	諫山 博	87,844	男	57	日本共産党	元	弁 護 士	
	太田 誠一	83,379	男	33	自由民主党	新	経 済 評 論 家	
	井原 忠良	49,908	男	47	無所属	新	井原政治経済研究所主幹	
	小林 喜幸	3,175	男	32	無所属	新	中井産業有限会社総務部長	
	篠崎 為八郎	2,169	男	35	無所属	新	ア ー ト 建 装 代 表	
	上村 和男	1,214	男	30	日本労働党	新	日本労働党中央委員会労働組合運動対策部委員	
法定得票数		41,387.0	供託物没収点		33,109.6	選挙運動法定費用額		16,099,900円

第二区

当落の別	候補者氏名	得票数	男女別	年令	党派	新前元別	職業	
○	三原 朝雄	109,634	男	70	自由民主党	前	国務大臣 総理府総務長官 沖縄開発庁長官	
○	多賀谷 真稔	93,258	男	59	日本社会党	前	日本社会党書記長	
○	大橋 敏雄	73,190	男	53	公明党	前	公明党福岡県本部顧問	
○	麻生 太郎	71,041	男	39	自由民主党	新	麻生セメント株式会社社長	
○	宮田 早苗	66,707	男	60	民社党	前	民社党中央執行委員	
	小沢 和秋	63,528	男	48	日本共産党	新	日本共産党福岡県委員会副委員長	
	松本 七郎	56,378	男	67	日本社会党	前	日本社会党 役員	
	日高 康	16,949	男	43	無所属	新	日高交通株式会社顧問	
	藤井 純二	940	男	32	日本労働党	新	日本労働党福岡県委員会副委員長	
法定得票数		27,581.3	供託物没収点		22,065.0	選挙運動法定費用額		13,518,700円

第三区

当落の別	候補者氏名	得票数	男女別	年令	党派	新前元別	職業	
○	細谷 治嘉	79,780	男	67	日本社会党	前	日本社会党 役員	
○	稲富 稜人	73,922	男	76	民社党	前	民社党 役員	
○	山崎 平八郎	68,883	男	67	自由民主党	前	自由民主党福岡県支部連合会会長	
○	権藤 恒夫	66,553	男	49	公明党	前	公明党 役員	
○	橋崎 進	57,083	男	45	自由民主党	前	自由民主党 役員	
	古賀 誠	52,535	男	39	自由民主党	新	自由民主党大牟田支部顧問	
	松石 秀介	23,711	男	51	日本共産党	新	医 師	
	高原 佐久馬	10,599	男	53	無所属	新	東菱薬品株式会社グループ顧問	
法定得票数		21,653.3	供託物没収点		17,322.6	選挙運動法定費用額		13,042,300円

第四区

当落の別	候補者氏名	得票数	男女別	年令	党派	新前元別	職業	
○	田中 六助	111,799	男	56	自由民主党	前	国務大臣 内閣官房長官	
○	中西 纈介	82,686	男	53	日本社会党	前	日本社会党中央委員	
○	鍛治 清	82,537	男	51	公明党	前	公明党中央委員	
○	三浦 久	80,570	男	48	日本共産党	元	弁 護 士	
	藏内 修治	79,767	男	61	自由民主党	前	国民年金協会理事	
	荒木 昭三	7,954	男	47	無所属	新	荒木昭三国政推進会会長	
法定得票数		27,832.1	供託物没収点		22,265.7	選挙運動法定費用額		13,955,700円

(2) 選挙人名簿登録者数に関する調

① 定時登録日現在における選挙人名簿登録者数

市郡別	市区部			郡部			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
選挙人名簿登録者数	1,081,005	1,210,234	2,291,239	399,131	451,347	850,478	1,480,136	1,661,581	3,141,717

② 補正登録により登録された者の数

市郡別	市区部			郡部			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
補正登録者数	153	201	354	8	5	13	161	206	367

備考 ①の登録日以降から選挙日当日までに補正登録された者の数である。

(3) 有権者数、投票者数及び投票率に関する調

(その1)

選挙区	選挙当日の有権者数								
	市区部			郡部			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	411,311	449,717	861,028	149,264	166,339	315,603	560,575	616,056	1,176,631
2	243,104	273,404	516,508	86,917	99,660	186,577	330,021	373,064	703,085
3	192,492	225,328	417,820	92,010	105,733	197,743	284,502	331,061	615,563
4	226,262	255,727	481,989	68,121	76,962	145,083	294,383	332,689	627,072
計	1,073,169	1,204,176	2,277,345	396,312	448,694	845,006	1,469,481	1,652,870	3,122,351

(その2)

選挙区	投票者数								
	市区部			郡部			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	275,933	318,469	594,402	112,866	128,375	241,241	388,799	446,844	835,643
2	183,228	214,675	397,903	72,797	86,128	158,925	256,025	300,803	556,828
3	132,969	156,743	289,712	70,314	81,196	151,510	203,283	237,939	441,222
4	153,794	179,617	333,411	54,074	62,494	116,568	207,868	242,111	449,979
計	745,924	869,504	1,615,428	310,051	358,193	668,244	1,055,975	1,227,697	2,283,672

(その3)

選挙区	棄権者数								
	市区部			郡部			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	135,378	131,248	266,626	36,398	37,964	74,362	171,776	169,212	340,988
2	59,876	58,729	118,605	14,120	13,532	27,652	73,996	72,261	146,257
3	59,523	68,585	128,108	21,696	24,537	46,233	81,219	93,122	174,341
4	72,468	76,110	148,578	14,047	14,468	28,515	86,515	90,578	177,093
計	327,245	334,672	661,917	86,261	90,501	176,762	413,506	425,173	838,679

(その4)

選挙区	投票率 (100.00%)								
	市区部			郡部			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	67.09	70.82	69.03	75.62	77.18	76.44	69.36	72.53	71.02
2	75.37	78.52	77.04	83.75	86.42	85.18	77.58	80.63	79.20
3	69.08	69.56	69.34	76.42	76.79	76.62	71.45	71.87	71.68
4	67.97	70.24	69.17	79.38	81.20	80.35	70.61	72.77	71.76
計	69.51	72.21	70.93	78.23	79.83	79.08	71.86	74.28	73.14

## (4) 立候補の届出に関する調

立候補届出期間中に届出をした候補者の数			左記の期間中に死亡し、辞退し又は却下された者の数			立候補届出締切日現在における候補者の数	立候補届出締切日経過後に死亡し、辞退し又は却下された者の数			補充立候補届出期間中に届出をした候補者の数			差引合計
自ら届出をした候補者の数	推薦届出による候補者の数	計	死亡者	辞退者	却下された者		死亡者	辞退者	却下された者	自ら届出をした候補者の数	推薦届出による候補者の数	計	
34	—	34	—	—	—	34	—	—	—	—	—	—	34